

憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を
中心とした5月1日から7日までを
憲法週間と定めています。これは、憲
法の精神や司法の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。



全国各地の裁判所では、例年この時期に、
法廷等見学ツアーや各種説明会などの
憲法週間行事を行っていますので、ぜひ
ご参加いただき、裁判所をより身近に感
じ、裁判所や裁判についての理解を深め
ていただければ幸いです。

各種行事については、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)
の各地の裁判所のページをご覧ください。各裁判所の総務課にお問い合わせください。